

### 国民健康保険料等の負担を軽減

## 非自発的失業者の保険料軽減

会社の倒産や解雇等により失業した国民健康保険(国保)加入者の保険料を軽減します。軽減を受けるには、届け出が必要です。

▽対象 次の①②の要件をいずれも満たす人。

①離職時点65歳未満  
②雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」と認定されている。

※雇用保険受給資格者証に記載されている離職年月日と離職理由コード(下の表)を確認します。

(例)平成27年3月31日から28年3月30日までに失業した人:離職日翌日の属する月から平成28年度までの保険料と離職月の翌月から平成29年7月までの高額療

養費負担限度額等 ※他の健康保険への加入等により、国保の資格を喪失した時点で軽減は終了となります。

▽手続きに必要なもの 国民健康保険証、雇用保険受給資格者証、印かん

要件となる離職理由と離職理由コード番号

離職理由コード	離職理由
11	解雇(離職理由コード50の重責解雇を除く)
12	天災その他の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21	雇止めによる退職(雇用期間3年以上、契約更新1回以上、雇止め通知ありの場合)
22	雇止めによる退職(雇用期間3年未満、更新明示ありの場合)
23	契約期間満了(雇用期間3年未満、更新明示なし)
31	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職、退職勧奨
32	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間が12カ月以上の場合)
33	やむを得ないと判断される自己都合退職(被保険者期間が6カ月以上12カ月未満の場合)
34	やむを得ないと判断される自己都合退職(被保険者期間が6カ月以上12カ月未満の場合)

※受給期間終了後、雇用保険受給資格者証を破棄されている場合は公共職業安定所(ハローワーク)でご相談ください。

## その他の失業者の保険料減免

退職による国保加入者が雇用保険を受給する場合、その受給期間に相当する保険料について、所得割の月割額を3割減免します。

▽手続きに必要なもの 国民健康保険証、雇用保険受給資格者証、印かん

※失業等により前年より所得が著しく減少する国保加入者も減免の対象となる場合があります。詳しくは、国保医療課までお問い合わせください。

## 一部負担金の減免等

国保加入者が、医療機関で1カ月に支払う一部負担金が高額となる場合、一定の要件に該当すれば一部負担金を減免します。

▽減免期間 原則として年

間3カ月以内(医師の意見により最大6カ月)

▽要件 ①国保加入者全員の直近3カ月の収入が生活保護基準額の1.1倍に世帯の医療費自己負担限度額

を加算した額の1.1倍以上内②その他、特に必要と認められた場合

▽手続きに必要なもの 国民健康保険証、給与支払証明書など加入者全員の収入状況等を証明できる書類、通帳、印かん

◆問い合わせ 国保医療課

## 保険料は納期内に納付を!

皆さんに納付していただいた保険料で、各保険制度は成り立っています。保険料は、皆さんが病気やケガをしたときに安心して受診し、必要な治療が受けられる大切な財源です。国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料は納期内に、忘れず納付してください。

納期限を過ぎると督促状が送付され、督促手数料や延滞金が増加されます。

### 安心・確実・便利な口座振替を!

口座振替の申し込みは、市税取扱金融機関(市外の金融機関には申込書がない場合あり)または保険料収納課でお願いします。

◆問い合わせ 保険料収納課



## 住宅のバリアフリー改修工事で固定資産税を減額

バリアフリー改修工事を実施した場合、工事が完了した年の翌年度分の固定資産税を減額します。減額範囲は、改修した家屋の固定資産税額(床面積100㎡までを限度)の3分の1相当です。

### 減額の要件

▽住宅と居住者 新築した日から10年以上を経過した床面積50㎡以上の住宅(賃貸住宅を除く)で、次のいずれかの人が居住する住宅①65歳以上の人(改修工事が完了した翌年1月1日現在)②申請時に要介護認定または要支援認定を受けている人または障がいのある人

▽改修工事 平成30年3月31日までに、次の①~⑧のバリアフリー改修工事を行い、補助金を除く自己負担金

が50万円を超える工事  
①廊下の拡幅②階段のこう配の緩和③浴室の改良④トイレの改修⑤手すりの取り付け⑥床の段差解消⑦引き戸への取り替え⑧床表面の滑り止め

### 手続き

改修工事完了後3カ月以内に工事明細書や工事箇所の写真等の工事内容・工事費用がわかる書類と居住要件を満たすことを示す書類等を添付して申請してください(必要に応じて現地確認を実施)。

※申請の際にマイナンバーの記載が必要です。その際にマイナンバーの確認と身元確認を行いますので、番号確認書類(個人番号通知カード等)と本人確認書類(運転免許証やパスポートなど)をご持参ください。また、郵送の場合には写しを同封してください。なお、マイナンバーカード(個人番号カード)を取得された人は、当カードのみで確認できます。

◆問い合わせ 課税課

10月11日(火)午前9時から12月下旬まで(予定)

## 車両通行止めになります

府事業による市道科手土井線移設工事のため、下図の区間が、車両通行止めとなります。歩行者および自転車は通行できます。

※市営駐車場は、通常どおりご利用いただけます。迂回路に従って入場してください。

◆問い合わせ 府山城北土木事務所 道路計画室(☎0774-62-1731)、市都市整備課



## 固定資産税(第3期分)の納期限は9月30日(金)です

市税は、市民の暮らしやまちづくりなど、生活に欠かせない事業やサービスを提供するための貴重な財源です。納期内に取扱金融機関またはコンビニ等で納付してください。納期限が過ぎた場合は、督促状が送付され、徴収権限が「京都府地方税機構」に移ります。

### 口座振替のご利用を

■申し込み 口座振替の申し込み

は、市税取扱金融機関(市外の金融機関には申込書がない場合あり)、または納税課で行うことができます(ゆうちょ銀行の場合は納税課では受け付けできません)。9月15日(木)までに手続きすると10月が納期の市・府民税(第3期分)から、また10月14日(金)までなら11月が納期の固定資産税(第4期分)から振替をします。軽自動車税は来年度分からとなります。

◆問い合わせ 納税課

## 家庭相談員(月額嘱託員)を募集します

▽勤務内容 18歳未満の児童のいる家庭への相談支援、虐待通告の受け付けおよびその対応・相談支援、パソコン(ワード、エクセル)による書類作成、関係機関との連絡調整等

▽勤務開始日 採用後随時

▽勤務日時 月曜~金曜日、午前

9時~午後5時(週35時間)

▽資格要件 普通自動車免許(必須)。社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、小中高教諭、保育士のいずれかの資格が必須

▽報酬 月額21万3千500円

◆問い合わせ 子育て支援課 家庭児童相談室